

令和4年9月6日

第35回足立区景観審議会議事録

足立区役所 中央館8階 特別会議室

足立区景観審議会 会議概要

会 議 名	第 3 5 回足立区景観審議会		
事 務 局	都市建設部 都市建設課 景観計画係		
開催年月日	令和 4 年 9 月 6 日 (火)		
開 催 時 間	午後 1 2 時 5 8 分 ～ 午後 1 時 5 8 分		
開 催 場 所	足立区役所 中央館 8 階 特別会議室		
区長の出席	有 ☒ 無 ☐		
出 席 者	会長 倉田 直道 委員	副会長 鈴木 誠 委員	署名委員 磯野 綾 委員
	高山 のぶゆき 委員	浅子 けい子 委員	吉田 こうじ 委員
	にたない 和 委員	村田 雅利 委員	海老沼 孝二 委員
	砂原 桃子 委員	由田 幸雄 委員	
欠 席 者	松下 希和 委員	土屋 のりこ 委員	齋藤 きよみ 委員
	林 千尋 委員	乾 雅榮 委員	伊津野 充裕 臨時委員
関係区職員	専 門 委 員・幹 事		
	副区長 工藤 信 幹事	都市建設部長 犬童 尚 幹事	

	そ の 他 区 関 係 職 員		
	道路整備課長 勝田 健児		
	事 務 局		
	都市建設課長 室橋 延昭	景観計画係長 金子 俊之	景観計画係主任 戸嶋 陽子
	景観計画係主任 清水 遼	景観計画係係員 三好 健斗	景観計画係係員 岩瀬 葉子
資 料	・第35回足立区景観審議会（令和4年9月）次第 ・第35回足立区景観審議会 委員名簿 ・第35回足立区景観審議会 座席表 ・第35回足立区景観審議会（令和4年9月）議案書 ・第2号議案説明資料 「足立・まちの風景資産」について（案） ・第35回足立区景観審議会（令和4年9月）報告書 ・報告2－1説明資料 （仮称）北綾瀬駅前商業施設計画新築工事 ・報告2－2説明資料 中川建設発生土改良プラント再構築事業 ・報告3－1説明資料 西新井一丁目新築工事 ・報告3－2説明資料 グリーンコーポ千寿大規模修繕工事 ・意見書 （仮称）北綾瀬駅前商業施設計画新築工事について		
そ の 他	傍聴人：有・ ☒ 無（ 人） その他の参加者：有・ ☒ 無		

(審議経過)

○室橋都市建設課長 皆さん、こんにちは。定刻前ではございますけれども、皆さんお揃いになりましたので、始めさせていただきますと思います。

本日は、お忙しいところ、第35回足立区景観審議会にご出席いただきまして、誠にありがとうございます。

私、本日の司会を務めます都市建設課長の室橋でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

まず、審議会の公開についてご案内いたします。本会議は公開を原則としております。このため、会議記録につきましては区ホームページで公開させていただいております。また、会議記録作成のため録音させていただきますので、ご了解いただきますようお願いいたします。

本日の審議会は、当会場とウェブの併用による会議形態とさせていただきます。途中、音声聞きづらい、画面が見にくい等の場合は、お声がけをいただきますようお願いいたします。

本日は、第八期景観審議会委員によりまず最初の審議会となります。通常ですと、第一部で委員の委嘱、第二部で審議・報告の二部構成とさせていただきますが、新型コロナウイルス感染拡大防止と審議時間確保のために、委嘱状及び任命書は、開催案内と資料一式とともに郵送もしくは直接お届けさせていただきます。

また、審議会の時間につきましても、90分程度を予定しておりますので、ご理解のほど、よろしくお願いいたします。

それでは、次第に沿って進めさせていただきますと思います。

議案の審議に入る前に、ここで本日の資料の確認をさせていただきます。

1、次第。2、名簿。3、座席表。4、A4横一つぶりの議案書。5、議案案件資料といたしまして、右上に「第2号議案説明資料」とあるA4縦、A3横一つぶりの資料。6、A4横一つぶりの報告書。7、報告案件資料といたしまして、右上に「報告2-1説明資料」「報告2-2説明資料」とある、それぞれA4縦、A3横一つぶりの資料。右上に「報告3-1説明資料」「報告3-2説明資料」とある、それぞれA3横一つぶりの資料。以上を事前に配付させていただきます。

また、令和4年8月29日に海老沼委員から報告2-1の案件に関する意見書の提出がございましたので、本日席上にお配りしております。ウェブ参加の委員の皆様へは昨日メールで配信させていただいております。

なお、こちらの会場には、景観計画等を綴じ込んである紺色のファイル、景観ガイドラインを綴じ込んである黄緑色のファイルを席上にご用意しております。参考資料につきましては必要に応じてご参照いただきたいと思います。

以上が本日の資料となっております。資料の不足等ございませんでしょうか。

続きまして、本日の出席定数の報告をさせていただきます。本日、定数16名のところ、11名のご出席を頂いており、審議会が有効に成立することをご報告いたします。

続きまして、本日の議事でございますけれども、審議事項が2件、報告事項が3件ございます。

審議事項につきましては、第1号議案「足立区景観審議会会長の選出及び副会長の指名について」、第2号議案「足立・まちの風景資産について(継続審議)」でございます。

報告事項につきましては、報告1「専門部会における部会委員の選任について」、報告2「景観形成調整部会における審議結果について」、報告3「事前協議案件の工事完了について」でございます。

次に、会場にご出席いただいている皆様の席上のマイクの使い方でございますけれども、ご発言の際にスイッチを入れていただきまして、ご発言が終わりましたらスイッチをお切りいただきますようお願い申し上げます。

ウェブでご出席されております委員の皆様につきましては、ブラウザ画面の下にあるボタンの一番左のマイクボタンをオンにして、お名前と発言する旨のお声をおかけください。指名の後、ご発言をお願いいたします。ご発言が終わりましたらマイクのボタンをオフにいただきますようお願い申し上げます。

また、ウェブの通信が早口のときに途切れる傾向がございます。特に会場ご出席の皆様には、ご発言はゆっくりとお話しいたさますようお願いいたします。

それでは審議に入らせていただきます。

第1号議案「足立区景観審議会会長の選出及び副会長の指名」についてです。お手元の資料では、議案書の1ページをご覧ください。

本審議会の議事運営に当たり、足立区景観条例第33条第5項の規定により、会長の選出を行います。

条例では会長の選出は委員の互選となっておりますが、いかがでしょうか。

○鈴木委員 委員長を選出ということで、前期にもお世話になりましたけれども、倉田委員に引き続きお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

○室橋都市建設課長 ただいま鈴木委員から倉田委員とのご推薦がございました。

倉田委員、いかがでしょうか。

○倉田委員 ご推薦いただきましたので、立候補させていただきます。

○室橋都市建設課長 ただいま倉田委員に立候補いただきましたが、その他に推薦、または立候補される方はいらっしゃいますでしょうか。

それでは会長に倉田委員ということで、皆様よろしいでしょうか。

(拍手)

○室橋都市建設課長 それでは、異議なしということで、倉田委員を足立区景観審議会の会長に決定させていただきます。

それでは、倉田会長、ご挨拶をお願いいたします。

○倉田会長 ただいま会長にご推挙いただきました倉田でございます。

景観計画が策定されてから1期10年、このたび景観計画が改定されまして、そういう意味では、景観計画に基づく景観に対する取組ということでは第2期目、セカンドステージに入ったということが言えるかと思います。

微力ではございますけれども、ぜひこのセカンドステージにおきましても、足立の良好な景観形成に向けて皆様と一緒にお手伝いをしていきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○室橋都市建設課長 倉田会長、よろしくお願いいたします。

続きまして副会長の指名でございますが、足立区景観条例第33条第5項の規定により、会長からの指名となっております。

倉田会長、ご指名をお願いいたします。

○倉田会長 これも前回と同じように鈴木

委員に副会長をお願いしたいと思いますので、指名させていただきたいと思います。

○室橋都市建設課長 ただいま鈴木委員をご指名いただきましたので、鈴木委員を副会長と決定させていただきます。

鈴木副会長、ご挨拶をお願いいたします。

○鈴木副会長 引き続きよろしくお願いいたします。足立区民の一人としても、皆さんと一緒に良い景観づくりに励みたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○室橋都市建設課長 鈴木副会長、よろしくお願いいたします。

以上で第1号議案「足立区景観審議会会長の選出及び副会長の指名」を終了いたします。

それでは、これからの議事進行につきましては、足立区景観条例第33条第6項の規定により倉田会長をお願いいたします。

倉田会長、よろしくお願いいたします。

○倉田会長 それでは皆様、よろしくお願いいたします。

本日の議事録署名人は私と磯野委員が務めますので、よろしくお願いいたします。

それでは、第2号議案について事務局からご説明をお願いいたします。

○室橋都市建設課長 それでは、第2号議案「足立・まちの風景資産」について説明させていただきます。お手元の資料では、議案書の3ページとなります。

提案理由でございますけれども、足立区景観計画に基づき指定する「足立・まちの風景資産」について、足立区景観条例第33条第1項に基づき、足立区景観審議会の意見を聴くため提案するものでございます。

続きまして、お手元の資料では、議案書の4ページとなります。本件の概要についてご説明いたします。

本件は、令和3年1月に策定した第二次足立区景観計画において、景観資源の保全・活用により景観形成を推進していく取組の一つとして、「足立・まちの風景資産」の指定を掲げております。今後、足立区独自に重要な景観資源を「足立・まちの風景資産」として選定・指定していく仕組みをつくるに当たり、足立区景観審議会に意見を求めるものでございます。

それでは、資料の説明に移らせていただきます。右肩に「第2号議案説明資料」とあるA4横の資料をご覧ください。

これまでの景観計画推進部会における審

議では、委員の皆様から様々なご意見を頂戴しているところでございます。従いまして、今回の資料は検討経過資料として受け止めていただきますようお願いいたします。資料内容につきましては、この後、皆様から賜りますご意見も含め今後事務局で見直しをさせていただきます、次回の審議会にまた改めてお示しするようにいたします。

「足立・まちの風景資産」とは、資料下段にもございますとおり、募集テーマ「足立らしい風景」「守り育てたい足立区の風景」「後世に伝えたい区民が誇りに思う風景」を選定・指定し、区民等と足立区で共有し、将来にわたり保全・更新・活用を図ることを目的とした取組でございます。

区では、応募資格は、区民に加え区内在勤・在学者、区への訪問者も含むような形で広く募集を図っていききたいと考えております。

そして一定期間募集した後、区で整理・分類を行い、評価、選定、指定と段階的に取組を行っていききたいと考えております。

また、募集後の選定・指定につきましては、資料中段にもございますが、景観まち歩きやワークショップといった普及啓発の取組の中で実施していききたいと考えており、専門家ではなく区民の手で評価し選定していくような取組としたいと考えています。

なお、最終的には本審議会及び専門部会である景観計画推進部会の委員意見を踏まえ、区で指定させていただいた後に景観計画への一部反映や景観法、足立区景観条例へのひもづけなど、区の様々な景観施策で活用したいと考えております。

簡単ではございますが、以上で第2号議案「足立・まちの風景資産」についての説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○倉田会長 それでは、ただいまの説明につきまして、何かご意見がございましたらよろしくお願いいたします。

○浅子委員 こういう内容が審議されるということで本当に私もうれしく思っているのですけれども、皆さんもご存じかと思いますが、千住にあった大黒湯というお風呂屋さんがなくなりまして、一時は全部解体してしまうという話があつて、あんな歴史のある建物がなくなってしまつて良いのだろうか、区は何もしないのかなとちょっと思っていた。それがほかのお寺のほうで部分的に保持で

きることになったということで、後でそれを知ってほつとした。ここには風景とあるのですけれども、ああいう建物自体でも残しておきたい、足立区の歴史のあるものがまだまだあつて、一刻も早くこういうもので指定して、できれば保存していききたいなと私も考えている。大黒湯がなくなつてしまつたら大変なことだと思つたのですけれども、今のお話ですといろいろ手続が要るようですが、一刻も早く具体的にしていきたいと私は思います。

○倉田会長 ありがとうございます。

ただいまの意見は、審議会の部会のほうでもこれから議論することになりますし、また具体的に皆さんから提案を求めるということになると思いますので、恐らくその対象にもなる建物なのかなという気がしますので、そういう意味では今のご意見もこちらの検討の中でも反映させていただけるかと思っています。

ほかにいかがでしょうか。

○村田委員 記載している事項について、ちょっと確認をさせていただきたいと思います。

縦長の青い枠の中の左側に朱書きで4行目、「専門家ではなく区民の手によって」というふうに記載がございます。対して右側の三角形の大きな3番の「評価」の右の囲みの文の4行目、「区民を中心に専門家を交えて評価します」とございます。評価の段階で区民の手によって風景資産を選定することかなというところでございますが、右には「専門家を交えて」という記載がございます。この辺の整理をしておいたほうがよろしいかなと思います。以上です。

○倉田会長 ありがとうございます。

事務局のほうで何かございますか。

○室橋都市建設課長 基本的には区民の手によって選定していききたいと考えているところでございますけれども、何分、事務局も含めて景観に関しては素人的なところもございまして、専門家のアドバイスも得ながらというふうには考えております。今後、推進部会におきまして、この辺も整理させていただきながら、協議を進めていきたいと思っております。ご意見ありがとうございます。

○村田委員 ありがとうございます。

○倉田会長 よろしいですか。

それでは由田委員。

○由田委員 ただいまの意見と同じような意見ですが、今のこの表の右側の上のほうで「選定」のところですが、「最終的には専門家の意見をもとに選定する」と書いてあって、左側は、先ほどありましたように「専門家ではなく区民の手によって選定します」とあって、これは矛盾していると思います。右側のほうが基本的な考え方だと思いますので、この考え方でもって整理されたら良いと思います。右と左は言っていることが違うと思います。

○室橋都市建設課長 区の景観計画については、最終的に風景資産として選定していくという……、例えば建物であれば、その持ち主の方の許可も得るところでは、推進部会において最終的に専門家のご意見を基にしてやっていきたいということになっておりますので、ちょっと文言が分かりづらいところもございましたので、その辺は推進部会の委員の皆様方にもご相談させていただきながら、改めてこの表について、より分かりやすい形にさせていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

○倉田会長 よろしいですか。

ほかにいかがでしょうか。

○磯野委員 確認なのですが、継続審議ということなので、既に前期の会議でご説明されたのかもしれないのですが、1点スケジュールについて確認させていただきたいと思っております。

左側に「単年度事業として取り組みます」と書いてあるかと思っておりますので、令和5年にこの内容をやって、指定は令和6年という理解でよろしいでしょうか。

○室橋都市建設課長 来年度の事業として、できればある程度「選定」までやっていきたい。「指定」については、その次のステップというところで、先ほども申し上げたように地権者の方とか関係者のご了解を得るところもございまして、相手方との交渉次第というふうには考えております。

○磯野委員 ありがとうございます。

これは要望というか、お願いなのですがけれども、私は以前、行政のほうにありましたので、こういった募集のことをやると、募集の媒体というところで数が結構変わってくるかと思っておりますので、ぜひ募集される際には、いろいろな媒体で広く募集をしていただければという、これはご要望になりますが、申

し上げておきたいと思います。よろしくお願いいたします。

○倉田会長 ありがとうございます。

砂原委員、どうぞ。

○砂原委員 今、磯野先生がおっしゃってくださったのと同じなのですが、この仕組みはすごく期待しておりまして、足立区でも大なり小なり良い景観があるので、みんなで一覧できるというか、みんなが共通に認識できるとすごく良いなと思って、ぜひ私も参加していきたいなと思っているのですが、募集するときであったり、その後の活用をどうするのかというのがあると思います。いろいろ活動されている方たちのイベントであったり、千住は季節ごとにいっぱいイベントがあるかと思うのですが、そういうところに相乗りしていくみたいな、自分たちだけで企画しなくても、そういうところに相乗りしていくと、イベントをする側もすごく広報になったりという、私は子育て活動をしていて、そうやって相乗りしていただいたりというのがすごく有効だなと思っているところがあるので、ぜひいろいろな活動をされているところと上手にお話をして相乗りしていったら、どんどん盛り上げていくことを企画して、私も考えていきたいと思っておりますので、盛り上げていきたいと思っております。ご検討いただければと思います。

○室橋都市建設課長 様々な意見どうもありがとうございます。私どもも募集に当たって、蓋を開けて見ないと、どのくらいの応募が来るか分からないところはありますけれども、なるべく門戸を広くして、PRもいろいろやって、より多くの方に周知した上で募集もかけていきたい。さらに今後、砂原委員がおっしゃるとおり、いろいろなイベントとかとコラボみたいな形にして普及啓発により一層努めてまいりたいと思っておりますので、また推進部会の委員の方々ともご相談して進めさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○砂原委員 よろしくお願ひします。

○倉田会長 ほかに。

○吉田委員 久しぶりに景観審議会の委員にさせていただいて、1点、こちらの資料で言うと下から2段目の「整理・分類」のところ「建物・自然・活動等で分類します」となっているのですが、建物は確かにランドマーク的な建物であったりとか、いろいろな大

学であったりとか、今、足立区はそういうシンボルになるような建物もあります。また自然というのも、水辺の自然であったり、いろいろなことが頭の中では想像できるのですけれども、活動というのがどういう部分を指しているのか。例えば行事であったり、お祭りみたいなものを景観として見ていくのかどうか。基本的な質問で大変恐縮ですが、ちょっとその辺をご説明いただけるとありがたいです。

○室橋都市建設課長 今、吉田委員がおっしゃるとおり、ここでは「活動」という形で書かせていただいています。募集のときに広くいろいろな例示を挙げさせていただきたいと思います。例えば委員がおっしゃるとおり、地域のお祭りであったり、花火大会とかお花見とか、毎年ある季節のイベントみたいなものも含めて活動という分野でやったらどうかというところでございます。

また、こういう分類に関しましては、推進部会の先生方のご意見も聴きながら、まず一回事務局でまとめて、さらなる分類であったり、新たな分類というものもした上で、また皆様のご意見を聴かせていただければなと思います。ありがとうございます。

○吉田委員 もう1点だけ、意見としてなのですが、景観というのは、その方その方によっていろいろな捉え方であったり、生活なさっている方がそれぞれであるように、見方もそれぞれあるというのは承知しているのですけれども、景観の考え方をより多くの区民に分かりやすく展開していただきたい。例えば足立区ですと、地方の景観とは違って、都内でも大変多くの方が住んでいる地域でありますので、やはり暮らしというのが非常に大きな部分になっていくのかなと。そういう中での景観の捉え方をより分かりやすく皆さんに発信していただけると、より多くの方に参加していただけるような形になるのかなと思うので、ただの景色とか風景ということではなくて、景観という捉え方がどういうことなのかというのを、もう少しかみ砕いて分かりやすく皆さんに発信していただけると良いかなと。これは意見でございます。よろしくお願いいたします。

○倉田会長 ありがとうございます。

恐らくここで書いてあります「整理・分類」といったときにも、まだちょっと議論が必要じゃないかと思っています。というのは、今

も「風景」という言葉だったり、「景観」という言葉だったり、いろいろ出てきますし、場合によっては建物という話も出てくるので、その辺は少し整理しないと、必ずしも風景、自然、活動というのは、それぞれ個別にあるものではないので、風景というものをどういうふうに捉えるかというところはすごく大事なところじゃないかなと。その意味では、ある意味で風景というのは単体のものというよりは総合的なものなので、そういう捉え方をどうやって皆さんにしてもらえるかということも大事じゃないかなと思っていますので、これはもう少し部会のほうでも議論をしたいと思います。

○浅子委員 前から継続していたということで、最後に選定、指定というのがあって、指定されますよね。建物であれば、民間のものになると思うのです。そうした場合には、指定してその後の保持という点では具体的に、もちろんここには書かれていないのですけれども、保っていく方向もこれから考えていくということよろしいですか。

○室橋都市建設課長 最終的には景観計画の中で、ある程度の個数・件数を登録していきたいという形で考えています。先ほどから言っているように、地権者の方であったり、持ち主の方であったりというもののご同意を頂かなければいけないという中では、例えばほかの区などでは、そういうものを維持していこうというグループをつくっていただいて、その方々がその景観を守っていくということもございますので、今後どういうふうにそれを指定した上で守っていくかというのは、部会の中でも検討させていただきながら、維持管理のための補助金が必要なのか、または地域の人たちで守ってもらうのかとか、そういう活動についても今後議論させていただければなと思っています。

○倉田会長 よろしいでしょうか。

ほかにいかがでしょうか。

それでは、引き続き本件につきましては景観計画推進部会で審議するという形で進めたいと思っていますので、それでよろしいでしょうか。

それでは、第2号議案につきましては以上としたいと思います。

続きまして、次第の2「報告」に移りたいと思います。事務局から報告をお願いいたします。

○金子景観計画係長 それでは、報告1「専門部会における部会委員の選任」について報告させていただきます。

お手元の報告書1ページと2ページをご覧ください。

足立区景観審議会には2つの専門事項を調査審議する景観計画推進部会と景観形成調整部会を設置しております。景観計画推進部会は景観計画の推進に関する事項の審議を行い、景観形成調整部会では大規模建築物や大規模開発事業などにおける景観形成に関する事項の審議を行っていただいております。

今回、第八期の景観審議会委員選任に伴いまして、ご覧のとおり、各部会委員の選任と部会長、副部会長が選出されております。

なお、4月以降、既に景観計画推進部会におきましては2回、景観形成調整部会におきましては3回開催させていただいております。審議いただいている状況になっております。

報告1については以上でございます。

○倉田会長 それでは、ただいまのご報告につきましては何かご意見、ご質問がございますでしょうか。

いかがでしょうか。——よろしいでしょうか。

それでは、報告1につきましては以上といたします。

続きまして、報告2について事務局から報告をお願いいたします。

○金子景観計画係長 それでは、報告2「景観形成調整部会における審議結果」について報告させていただきます。

お手元の報告書3～7ページとA4とA3一つづりとしてございます資料で、「報告2-1」「報告2-2」と資料番号を振っている資料をご覧くださいと存じます。

区では、足立区景観条例に基づきまして、大規模建築物の建築等の事前協議及び開発地区内の個別建設事業につきまして、景観形成調整部会において意見聴取を行わせていただき、良好な景観誘導を行っているところでございます。

前回、2月の第34回景観審議会以降に協議が完了した案件2件について、その概要をご報告するものでございます。

また、お手元の報告書10ページには、協議が完了した案件の位置を示した図がございますので、そちらも併せてご確認願います。

それでは、報告2-1「(仮称)北綾瀬駅前商業施設計画新築工事」についてご報告いたします。右肩に「報告2-1説明資料」と記載のあるA4とA3一つづりの資料をご覧ください。案件概要につきましては、報告書の3ページ、2の(1)に記載しております。

本計画地は東京メトロ千代田線北綾瀬駅の西側、かつ環状七号線以北に位置しておりまして、北綾瀬エリアデザイン計画の区域内となっております。近接施設といたしましては、北綾瀬駅舎をはじめ区立しょうぶ沼公園、警視庁綾瀬警察署などがありまして、周辺には商業施設、集合住宅等も立地しているところでございます。

本計画につきましては、物販店舗、飲食店、駐輪場を新築する計画となっております。

審議結果でございますけれども、報告書の5ページ、3の(1)になります。部会意見では、主に屋外サインや壁面デザインに関する景観上のご意見や、夜間も安心して通行できる歩道上空地の整備に関するご意見を頂いております。

これに対しまして事業者からの回答でございますけれども、A3横の資料を用いて説明させていただきます。資料8ページ～11ページにかけて、今回の計画建物の着色立面図がございますけれども、各ページで黄色い帯に赤字で示している部分が部会意見に対する計画の修正内容となっております。

資料8ページ、南側立面図につきましては、サインについて刺激的な原色を避けるよう、今後になりますが、入居テナントに対する指導を予定しているということでございます。

資料9ページは東側立面図でございますけれども、1階部分の外壁の色の明度を1段階上げることによりまして、敷地の外周道路に設置されます街灯との相乗効果で、夜間も安心して通行できる歩道上空地となるように計画を修正していただいたところでございます。

また、建物上部のストライプ模様のデザイン範囲を縮小して、周辺との調和に配慮した計画となるよう、こちらも修正していただいております。

以上、部会意見に対し一定の対応がなされたと判断させていただき、令和4年6月に事前協議を完了しているところでございます。

報告2-1については以上でございます。

○倉田会長 ありがとうございます。

ただいまの報告につきまして、海老沼委員から駐輪場設置に関する意見書の提出がございました。

海老沼委員、要旨につきましてご説明をお願いいたします。

○海老沼委員 意見を話す場をいただきましてありがとうございます。

事前の部会での調整後の書類を頂戴しまして、実は私、駐輪場管理運営と放置自転車対策をやっている会社で、直営施設が1万8,000台、6万台からの公共駐輪場の管理なんかもしております、実はこういう仕事を24年前からしているものですから、仕事を通じた経験をベースにした経験値でこれを見たときに、部会からの「違法駐輪によって周辺環境に影響を及ぼさないよう十分な台数を収容する駐輪場を設置してください」という要望に対して、附置義務駐輪場の500台を大きく上回る620台の駐輪施設をつくりますよという回答を事業者はしているわけです。

昔だったらこれがとても良い答えだったのですが、この頃、特に子育て中のお母さん、お父さんが自転車の前後に子どもを載せて移動している光景を皆さんもよく見られたことと思いますけれども、小学校に上がる前までは自転車の前後に子どもを載せることができるように道路交通法の施行細則が改正されたのです。その後メーカーが、そういうニーズが大きいので自転車を大型化して、電動自転車の普及も一緒になって、前後に子どもを載せても事故が起きないように運転しやすいような自転車をつくったのです。その結果、自転車が非常に大型化してしまっていて、実は私どもの施設でも、自転車を止めたのだけれども傷つけられたとか、そういう苦情も非常に多くなりまして、この施設と同じぐらいの台数の駐輪場を私どもは埼玉県の蕨市でやっております、あまりにもそういう要望が多いのでリニューアルしようということで、事前にアンケート調査をいたしました。

私どもの駐輪場は基本的に8時間100円としているのですけれども、時間貸しの一時利用専用の駐輪場ですから、100円の料金を超えても、40cmではなくてもっと大型自転車が止めやすい駐輪場をつくってほしいという声が回答者の50%にもなるの

です。私どもは、基本的には40cmピッチなのですが、一部に大型車専用のゾーンをつくることによって、40cmピッチのところに大型車が止められないような環境をつくるのが良いだろうということで今度リニューアルをするのです。

ちなみに附置義務駐輪場は過去において法律で決まったところですが、私どもの経験上、特にこういう商業施設の附置義務駐輪場は、駅に行く人の不正利用がかなり多くて、その結果駐輪台数が足りないというケースが多いものですから、正しい使い方をできるようにシステム化をすれば、附置義務地駐輪場も5割～6割ぐらいの台数があれば、大体商業施設のお客様は十分回ってしまうのです。そういう経験から意見書をつくらせていただいて、鈴木部会長宛に提出させていただきました。

解決策としては、附置義務台数を越える40台分のスペースを使って580台を620台にするという回答ですから、駐輪場の一部に60cmピッチの大型自転車専用ゾーンを設置します。そのゾーンは大型自転車だけが使える仕組みを整えると、一般の40cmピッチのところに大型自転車は止めなくなるので、全体的にすごくゆとりのある駐輪場ができて、買い物客は安心して駐輪場を利用できるという環境ができるのです。

事前協議通知書は、部会の要望に対して回答があつて、その結果を良しとして協議が完了したことで通知しますという通知書の交付がされているわけですから、このままで経緯してしまうと、事業者は620台の駐輪場の設置ありきで施設づくりが始まってきてしまうものですから、追加の意見として、附置義務台数だけはつくらなければいけませんけれども、その台数は580台で良いと。ですけれども大型自転車の専用ゾーン、60cmピッチのものをつくってくださいという追加意見を出すだけで、事業者はそれを良しとしてくれるはずです。なぜかという、それに伴う追加の経費はかからないからです。

そういうもののシステムはどうやってできるのかという話になりますが、私どもも例えば東京スカイツリーの商業施設もやっていますし、近いところでは草加ヴァリエもやっているので、これは三井不動産さんが事業主です。三井不動産さんの系

列の会社でも、こういうことをやっていると
ころがありますから、これは先方が受け入れ
られる範囲だと思いますので、意見でござい
ますけれども、よろしくご検討のほどをお願い
したいと思います。

○倉田会長 海老沼委員、ありがとうございます。

海老沼委員から駐輪場設置に関するご意
見を承りましたけれども、今のご指摘の点と、
私自身も経験していて確かにそのとおりだ
など。私自身も結構自転車に乗っているもの
ですから、同じような状況で、自分の自転車
が止められなかったということを結構経験
しているので、恐らく現状はそういうことだ
ろうなということは実感しているところで
あります。

こういった内容についてですけれども、事
務局のほうで通常どこの部署が判断するも
のなのでしょうか。

○工藤副区長 副区長の工藤でございます。
私から回答させていただきます。

まず今回の海老沼委員のご指摘について
は、まちづくり上、あるいはご利用される方
の立場を考えると、非常に重要な内容である
と思いますし、実際に今の自転車の使われ方
を見ると、大型化してきていますので、単純
に40cmピッチのラックで済むかという
と、それはかなり問題があるかなと思います。
許可を下ろすときは建築確認の部署で下ろ
して建てられるわけですが、これから
大店立地法の説明ですとか、そういったこと
も出てきます。

そういった意味で、今回、景観審議会の中
でご意見としてこういう意見が出ましたと
いうのを書面で出していただいて、私どもか
ら施主である三井不動産に申入れをして、改
善をしていただけるようにというように
ことで手続を進められればなと思っておりま
すけれども、いかがでしょうか。

○倉田会長 海老沼委員、いかがですか。

○海老沼委員 ご配慮ありがとうございます。
区のほうからそのメッセージが事業者に
発せられれば、事業者は十分受け取れること
だと思いますので、よろしくお願ひしたいと
思います。

○倉田会長 景観形成調整部会長からも一
言。

○鈴木副会長 海老沼委員、ありがとうございます。
おっしゃることはごもっともなこと

ですので、先ほど工藤副区長が話したような
段取りで、ご意見が反映されるようなことを
願っております。

また、海老沼委員から頂いた情報につつま
しては、今後の景観形成調整部会での審議内
容にも反映させていただくようにしたいと思
います。どうもありがとうございます。

○海老沼委員 ありがとうございます。そう
言っていただけると、とてもうれしいです。
○倉田会長 ありがとうございます。

それでは、ただいまの報告2-1につつま
して何かご意見、ご質問がございましたらお
願ひいたします。いかがでしょうか。――よ
ろしいでしょうか。

それでは、海老沼委員のご意見につつま
しては、先ほど工藤副区長からお話もありま
したように、そのような形で対応していただ
くようにお願いしたいと思います。

それでは、続きまして報告2-2について、
事務局から報告をお願いいたします。

○金子景観計画係長 それでは、報告2-2
「中川建設発生土改良プラント再構築事業」
についてご報告いたします。右肩に報告「2
-2説明資料」と記載のあるA4とA3一つ
ぶりの資料をご覧くださいと存じます。
案件概要につつましては、これも報告書の4
ページ2の(2)に記載がでございます。

本計画地につつましては、環状七号線に面
し、中川のすぐ西側に位置しております。広
大な敷地内には都立中川公園と中川水再生
センターが立地しておりまして、近隣には区
立大谷田南公園、大谷田小学校、中川区民事
務所等の区立施設が立地しているところで
ございます。

本計画につつましては、東京都下水道局発
注工事の際の建設発生土を埋戻材として再
利用するために改良する施設、いわゆる建設
発生土改良プラントというものでございま
して、このプラントを覆蓋化する計画となっ
てございます。覆蓋化の後につつましては、
同じく東京都の建設局で上部に公園整備が
なされる予定となっております。

本計画につつましては、部会意見を踏まえ
まして問題なしと判断させていただき、令和
4年8月に事前協議を完了しているところ
でございます。

報告2-2については以上でございます。

○倉田会長 ありがとうございます。

ただいまのご報告につつまして何かご意

見、ご質問ございましたら、よろしく願いいたします。

いかがでしょうか。——よろしいでしょうか。

それでは、続きまして報告3について事務局からご報告をお願いいたします。

○金子景観計画係長 それでは、報告3「事前協議案件の工事完了」についてご報告いたします。お手元の報告書8ページをご覧ください。

本件は足立区景観条例第20条に基づく事前協議を経まして、工事が完了した2件についてご報告するものでございます。案件概要につきましては、同じように報告書の8ページに記載がございます。また、同じ報告書10ページには完了した案件の位置を示した図がございますので、併せてご覧いただければと存じます。

それでは、報告3-1「西新井一丁目新築工事」についてご報告いたします。右肩に「報告3-1説明資料」と記載させていただいておりますA3一つぶりの資料をご覧ください。

本件は、西新井大師特別景観形成地区の門前エリアにおきまして、平成31年度に足立区景観条例第20条に基づきます事前協議がなされた案件で、その建築工事が完了いたしましたので、今回ご報告するものでございます。

報告3-1説明資料の1枚目が表紙となっておりますけれども、そちらの裏面に3方向からの写真を掲載しております。また2枚目には、平成31年度の景観形成調整部会での委員の皆様方からのご意見、それに対する事業者からの回答、達成度及び事務局で講評をさせていただいた内容を記載してありますのでご覧いただければと存じます。

続きまして、報告3-2「グリーンコーポ千寿大規模修繕工事」についてご報告いたします。右肩に「報告3-2説明資料」と記載のあるA3一つぶりの資料をご覧ください。

本件につきましては、令和2年度に足立区景観条例第20条に基づきます事前協議がなされた案件でございまして、その建築工事が完了いたしましたので、今回ご報告するものでございます。

「報告3-2説明資料」の1枚目の表紙の裏面と2枚目に写真を掲載させていただ

ております。見る方向の番号が振ってございますけれども、付属棟が緑色の文字、1号棟が赤文字、2号棟が青文字と区別させていただいております。また3枚目につきましては、令和2年度の景観形成調整部会での委員の皆様方からのご意見、それに対する事業者からの回答、達成度及び事務局で講評をさせていただいたものを記載してありますので、ご覧いただければと存じます。

報告3については以上でございます。

○倉田会長 ありがとうございます。

ただいまのご報告につきまして、何かご意見、ご質問がございましたらよろしく願いいたします。いかがでしょうか。

これは、いずれにしても事前協議を経て最終的に完成したということの報告だと思いますけれども、鈴木部会長、いかがでしょうか。事前協議がかなり機能しているというふうにお考えでしょうか。

○鈴木副会長 2つとも大分やり取りした内容ですので、事業者の方たちも努力していただけたなと思っております。

○倉田会長 そういう意味では、事前協議が機能しているというか、良い形で運用されているということですね。

○鈴木副会長 はい、そうです。

○倉田会長 いかがでしょうか。

○鈴木副会長 たまたまですが、今回の案件の2つともに、その場所にお住まいの方たちがおられて、1つは集合住宅の組合ですね。もう一つは個人の住宅でしたので、それぞれに完成に至るまでいろいろな課題があったということも部会の中で承知しております。その中で努力していただいたことには敬意を表しております。

○倉田会長 ありがとうございます。

ほかに何かございますでしょうか。

ないようですので、それでは報告3につきましては以上といたします。

続きまして、次第3「その他」について、事務局から何かございましたらお願いいたします。

○金子景観計画係長 今回は特にございません。

以上でございます。

○倉田会長 ありがとうございます。

それでは、事務局にお返ししたいと思います。

○室橋都市建設課長 倉田会長、議事進行あ

りがとうございました。

最後に事務局から事務連絡がございます。次回の審議会の開催日程につきましては、令和5年2月を予定しております。後日改めて詳細な日時等につきましてご案内させていただきますと思います。

また、本日お車で来られた方につきましては、駐車券をご用意しておりますので、事務局までお申し出いただきたいと思います。事務局からは以上でございます。

○工藤副区長 副区長の工藤でございます。

先ほどの三井不動産に出す景観審議会からの要望書ですが、これは次の審議会を待っていますと時間がかかり過ぎてしまいますので、できれば倉田会長と鈴木部会長に原案を見ていただいて、早めに提出させていただければと思いますけれども、いかがでしょうか。

○倉田会長 鈴木部会長、それでよろしいですよ。

では、そのようにさせていただきます。

○室橋都市建設課長 事務局からも会長と部会長に確認させていただいて、文書にて要望書を届けるという形にさせていただきますと思います。

それでは、委員の皆様から何かほかにございますでしょうか。

特にないようでございますので、以上をもちまして第35回足立区景観審議会を閉会させていただきます。皆様、本日は誠にありがとうございました。